

別紙2

地下水と土を育む認証畜産物飼養基準

1 対象品目

水田等を活用した飼料用米、稲WCSや稲わら等の地域資源（以下「飼料用米等」という。）を給与し、排せつ物処理が適切に行われている状態で飼育されている牛、豚、鶏の食肉及び鶏卵とし、給与する飼料の量、排せつ物の処理量や流通が把握できるもの。

2 生産の原則

農業の持つ自然循環機能の維持増進を図り、次の生産の原則に基づくものであること。

- (1) 飼料用米等を積極的に利用すること。
- (2) 良質堆きゅう肥の生産や耕種農家との連携による堆肥の流通を行うこと。
- (3) 生産に由来する環境への負荷をできる限り低減し、地下水への影響を考慮した飼育方法を採用して生産すること。

3 生産の基準

- (1) 県内で生産された飼料用米等を配合した飼料を給与していること。
- (2) 畜種ごとの給与基準に応じて給与していること。
- (3) 畜舎から排出された家畜排せつ物を自己又はJA等の堆肥センター等で堆肥化していること。
- (4) 生産された堆肥は、耕種農家等へ流通又は自己の飼料生産ほ場に適正に還元させていること。なお、自己のほ場に還元する場合は、他の農産物と同様に地下水への影響を考慮していること。